

地自第22号の2

昭和61年 2月19日

社団法人 日本バス協会会長 殿

運輸省地域交通局長

盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について

標記については、昭和53年3月27日付け自旅第105号の2に基づき、貴協会の理解と協力を得てその円滑な実施が図られているところであるが、盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車の機会が多くなっていることに鑑み、今後下記の基準で運用することとしたので、この取扱いについて円滑な実施を図るとともに、盲人の乗合バス乗車について車内放送、掲示等により安全かつ円滑な輸送の確保について周知徹底に努めるよう、貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いします。

記

I. 取扱い基準

1. 盲導犬であることの証明書及び口輪を携帯し、
盲導犬はハーネスを装着していること。
2. 車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に
着席すること。
3. 盲導犬には口輪の装着を必要としないこと。
但し、車内混雑時等一般乗客の理解が得られな
い場合は、必要に応じ、装着を求めること。

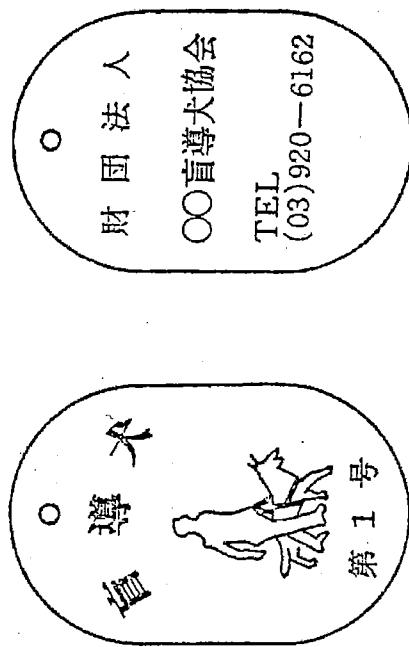
II. 実施時期等

1. 本件取扱いは、昭和 61 年 4 月 1 日から実施す
る。
2. 昭和 53 年 3 月 27 日付け自旅第 105 号の 2
「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」
は昭和 61 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(参考)

盲導犬が装着しているもの

No.アレーント(プラスチック製)白地黒文字



この証明書は

- 1 常時、携帯してください。
- 2 交通規則等の要請がある時は明示してください。
- 3 他人に貸与または預渡してはいけません。
- 4 粉失した時、または記載部項に変更があつた時は、協会に申し出してください。
- 5 問合せは、該記協会に連絡してください。

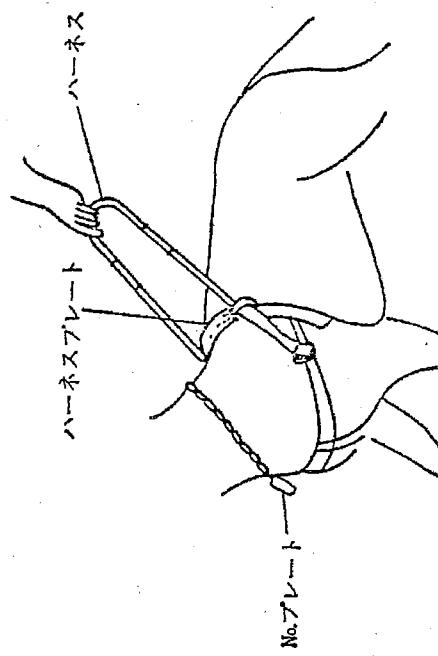
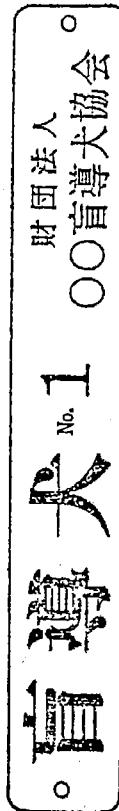
使用者証

アイ・メイト		姓 氏名	号
使用者証		生年月日	男・女
		住所	
		身障手帳	
		犬 名	性・種
		大 稱	毛色
上記は当協会所定の歩行盲導の標準を作成したことと正す。 日本盲人社会福祉施設協議会			
財団法人OO大協会			
年月日			

(表)

(裏)

ハーネスプレート(金属型)



盲導犬使用者証 No.	財団法人
使用者名	生年月日
性別	性別
犬種名	犬種
性別	性別
上記は当協会において作成された歩行盲導の規	
格を作成したことと正す	
日本盲人社会福祉施設協議会	
発行年月日	